

富山県介護実習・普及センター福祉用具貸出規程

1 目的

福祉用具を貸し出し、試用及び適性評価を行うことで、使用者の身体状況及び使用環境に適した福祉用具の選定を支援する。

2 対象者

県内在住の福祉・医療関係専門職、同機関に所属する者

3 対象福祉用具

当センターの常設展示福祉用具

4 貸出期間

原則として3日間以内とする。ただし、センターの都合により、貸し出しを休止する期間がある。

5 費用

無料とする。ただし、搬出・搬入にかかる費用は借用者の負担とする。

6 貸出

- ・借用希望者は、事前に電話連絡のうえ、「福祉用具借用申請書兼試用評価票」に必要事項を記入し、センターへ提出する。
- ・試用時は直接肌に触れないよう注意する。
- ・感染症が疑われる場合は、原則として貸し出さない。

7 返却

- ・借用者は、点検、清掃、消毒のうえ返却する。
- ・「福祉用具借用申請書兼試用評価票」に適合状況等を記入し、センターへ提出する。

8 破損・紛失

センター及び借用者は、貸出時点及び返却後の点検を実施し、破損・紛失等、貸出時点より何らかの変化を生じた場合は、互いに協議するものとする。

9 その他

- ・福祉用具貸出中の事故に関しては、当センターは一切責任を負わない。
- ・この規程に定めない事項については、所長が別に定めるところによるものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。